

第4回 令和5年度 食品表示懇談会  
議 事 録

消費者庁食品表示企画課

## 第4回 令和5年度 食品表示懇談会

### 議 事 次 第

1 日 時 令和6年3月7日（木） 10：00～12：00

2 場 所 新宿NSビル 3階 西ブロック 3-H会議室

3 議 題

（1）開会

（2）令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）について

（3）食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）について

（4）その他

（5）閉会

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：阿部 絹子、伊藤 匡美、大角 亨、加藤 孝治、北口 善教、佐藤 秀幸、  
島崎 真人、脊黒 勝也、田中 弘之、中澤 克典、廣田 浩子、  
間處 博子、森田 満樹、湯川 剛一郎

出席者：村尾 芳久

消費者庁：新井長官、依田審議官、清水食品表示企画課長、  
山口食品表示企画課課長補佐、坊食品表示企画課衛生調査官、  
京増食品表示企画課食品表示調査官

5 配布資料

資料1 令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）

資料2 食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）

○事務局 それでは定刻となりましたので、第4回令和5年度食品表示懇談会を開会させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせて頂いておりますSOMPOリスクマネジメントの山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず始めに開催に当たっての注意点をご案内します。本懇談会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWEB配信をしております。

また、記録のために映像を録画させて頂いていることをご了承ください。万が一地震などの災害が発生した場合、事務局で誘導いたしますので、慌てずに行動をお願いします。それでは冒頭に新井消費者庁長官よりご挨拶を賜りたいと思います。

新井長官どうぞよろしくお願い致します

○新井消費者庁長官 皆さんおはようございます。朝早くからお集まり頂きありがとうございます。消費者庁長官の新井でございます。本日、食品表示懇談会の第4回ということでございますが、本年度最後の懇談会ということでございます。湯川座長はじめ委員の皆様方にはこれまで3回という短い期間ではございましたが、それぞれのお立場から非常に真摯なご議論を賜ったという風に考えております。本日取りまとめの案を出ささせていただきましたけれども、ここまでご議論して頂きましたことにまずは深く御礼を申し上げるところでございます。この食品表示懇談会におきましては、今後の食品表示が目指していく方向性、いわゆる大枠についてご議論頂きたいということでお願いをしたところでございます。中長期的に安定的にこの制度を運用していくということが消費者にとっても食品事業者にとっても非常にメリットが大きいと考えております。特に諸外国との表示制度の整合性、それから個別品目ごとの表示ルールについて、三番目でございますが食品表示のデジタルツールの活用についてということで3つのテーマについてご議論頂きまして、本日大枠をお示し頂いたと理解しております。特にデジタルツールの活用については、コーデックスでも本格的な議論が始まっております。そうしますと消費者にとっては情報量が増えていくとともに、事業者にとっても情報の補正という点においてより迅速にできるというメリットもあるのではないかと考えております。このような世の中の移り変わりの中で、やはり国際整合性をもって日本の表示制度を運用していくという意味でこの懇談会で取りまとめて頂いた方向性がこれからの羅針盤になっていく、それを踏まえて消費者庁として運用していくということを考えております。本日取りまとめに向けて最終のご議論を頂くと承知いたしております。本日頂いたご意見も踏まえまして、私どももこれから具体的な制度運用それから個別の議論に取り組んでいきます。まさに消費者、事業者双方が食品表示を正しく活用する、それから消費者も理解して食品を選んで頂くという制度の運用のためにこれからも尽力してまいりたいと思っております。繰り返しにはなりますが、委員の皆様方には本日のご議論、そしてこれから私どもが行っていく施策についても引き続きのご支援ご指導を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 新井長官ご挨拶どうもありがとうございました。新井長官は公務の都合でここで中座させていただきます。改めましてどうもありがとうございました。

続きまして、本日の出席者の確認です。

本日は、全国スーパーマーケット協会の橋本様のご都合がつかなかったということで、同協会から村尾様が代理出席されております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第、座席表、資料1として「令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（案）」、資料2として「食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール（案）」。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

では、以降の議事につきましては座長の湯川様にお願いしたいと思います。それでは湯川座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○湯川座長 おはようございます。昨年10月から開始された本懇談会ですが、まだ4回目ですが、委託事業が年度で区切られておりますので、本日は今年度の取りまとめを行う予定です。委員の方には素案の段階で事前に見て頂いておりますが、ここで改めて消費者庁から説明を頂き議論していきたいのでよろしくお願いします。まず資料1、資料2について消費者庁から説明を頂き、その後、意見交換、質疑応答という風に進めていきたいと思っております。今年度最後の懇談会になりますので、できるだけ宿題を残さず、修正などの対応もこの場で片付けたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは消費者庁から資料の説明をお願いいたします。

○清水食品表示企画課長 食品表示企画課の清水です。本日もよろしくお願いいたします。それでは資料1に基づき、まず今回の令和5年度食品表示懇談会の取りまとめ案につきましてご説明させていただきます。資料1、1ページをお開き下さい。はじめに、今回のこの食品表示懇談会を開催させて頂いた問題意識についてまとめております。食品表示法は、平成23年度からの食品表示一元化の検討会を経て、三つの法律に分かれていた食品表示の規定を一元化してまとめたものであるということ。そして、その検討会において食品表示法の制定とは別に検討すべき事項とされた原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度、食品添加物表示制度についても順次検討がなされて、必要な制度改正が行われ運用されてきたという、今の時代認識、状況についてまとめております。一方、国際的な動向としては、コーデックス委員会の食品表示部会において、デジタルツールを活用した表示の在り方などの議論等が進んでいるということで、こういった議論に我が国としても能動的に対応していく必要があるのではないか。また、国内では令和6年度の来月4月から食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されるタイミングでもあります。また政府としまして、「消費者基本計画工程表」等において、合理的でシンプルかつ分かりやすく国際整合性のある食品表示制度の検討を行う必要があるとされているところでも

あります。こうしたことから、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠の議論を行って頂くということで今回「令和5年度食品表示懇談会」を開催させて頂いたということでございます。

次に2ページ目です。食品表示制度をめぐる事情ということで、主に第1回の懇談会などでご説明させて頂き、ご議論頂いた内容を記述しております。食品表示法に基づく食品表示基準でございますが、これは加工食品、生鮮食品、添加物の表示について規定されています。特に加工食品については、生鮮食品と異なり、内容に関する情報が外見からは分かりにくいという特性があることから、義務表示事項が詳細に規定されています。これは国際的にみましても、コーデックス委員会が40年ほど前、1985年に「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」と呼んでおりますが、こちらを定めておりまして、包装食品の義務的表示事項として、名称や原材料名、内容量、原産地、ロット識別、日付表示及び保存方法などが規定されていて、おおむね各国もこの動向を踏まえながら、それぞれ国内での食品表示制度を設けているという状況です。我が国の食品表示制度につきましては、「はじめに」の部分でも記述させて頂いた三法の表示制度を一元化して継承してきた食品表示法において、加工食品の義務表示事項の検討に当たっては、食品の安全性確保に関わる事項を優先的に検討するとの方針で見直しを検討してきたところでした。また平成27年の食品表示法の施行に合わせて栄養成分表示の義務化など、必要な制度の見直しを適宜実施してきたところでした。こういった形で容器包装上の表示事項が拡大していくことに伴いまして、表示内容が増えていき、複雑になり、難しくなっている、といったご指摘を頂いておりました。またそれは事業者の方々のコスト上昇や表示全体の消費者にとっての見づらさにつながるということで、消費者にとっての見やすさを優先するという観点から、できるだけ難しいということは避けるべきと考えられておりました。一方で、コーデックスの包装食品表示一般規格の方では、消費者を誤認させたり誤った印象を与える表示をしてはならないとの原則の下、正確に情報伝達するとの考え方から、使用している全ての原材料を重量順に表示しなければならないといったシンプルなルールを定めているという風に考えられまして、こういったシンプルなルールがあるという一方で、3ページの方に移りますが、我が国の食品表示制度では、表示可能面積の制約ですとか、消費者にとっての分かりやすさというところを考慮した結果、消費者への網羅的な情報開示という観点では、コーデックス規格のルールや、それに準拠した諸外国の食品表示制度に比べると情報量が少ない側面もあるのではないかと考えております。また、現在では昨年の5月のコーデックス委員会の食品表示部会において、「食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン」の議論が活発化しておりまして、その中では、容器包装の義務表示事項のうち、健康や安全性に関する食品情報以外の情報については、デジタルツールの活用により代替可能としてもいいのではないかとといった方向でルール作りの議論が進んでいるところです。

こういった状況を受けまして今年度食品表示懇談会においてはこれから申し上げるような議論をして頂きました。

まず（１）としまして、諸外国との表示制度の整合性ということでございます。海外と国内の食品表示制度の違いということで、第２回の懇談会で概要をご説明させて頂きました。それに基づいたご議論の中で、消費者、大規模事業者、中小零細事業者、輸出入事業者、様々な各員の目線から、消費者にとっての分かりやすさや事業者の実行可能性の重要性、日本と諸外国の食品表示に関する考え方の違いについてご意見を頂戴いたしました。これらを踏まえて各表示事項等を具体的にどのようにしていくのかという点につきましては、様々な観点から時間をかけて議論していく必要があるということでございました。特にご議論の中で、時間をかけてご議論頂いた点として食物アレルギー表示の話がございまして、日本と海外で明らかに制度設計の考え方が異なっていて、表示制度の検討の前に考え方についても国際整合を図るべきではないかとのご意見もありました。

続きまして４ページに移ります。

個別品目ごとの表示ルールについて、ということでございます。こちらについては、国際整合性や消費者にとっての分かりやすさという観点も踏まえ、横断的なルールに寄せていく方向で見直す必要があるのではないかと意見が多く挙がりました。一方で、個別品目ごとのルールを比較するだけではなく、なぜ違いが生まれたのかという背景、経緯や、ルールの定期的な見直しの要否についても考慮し、それぞれの業界団体の意見を聞いた上で議論を進める必要があるという意見もございました。また、見直しに当たっては、製造業者の負担軽減のため、施行時期のタイミングに配慮し、また表示を活用して頂く消費者への普及啓発を推進していくことが重要とのご指摘も頂戴しました。

３点目でございます。食品表示へのデジタルツールの活用についてということで、デジタルツールの活用につきましては、消費者庁において令和２年度、３年度に実証事業を実施しております。こちらで明らかとなった技術的課題なども踏まえながら、世界的な情勢や技術の発展、食品表示の見やすさの観点や消費者への情報提供の拡充という観点から検討していくべきとのご意見を多数頂戴しました。一方で、各委員それぞれのお立場から、システムの運用や情報開示に当たって事業者の方々が新たに負担するコストが大きいのではないか、どの情報をデジタルで提供すべきかを整理した上で情報を出さなければ、かえって情報過多により消費者の混乱を招きかねないのではないか、といったご懸念も挙げられました。また、デジタルツールの効果的な運用の観点からは、その基礎となるデータを管理するデータベースの作成の必要性についてのご意見がありまして、データベースのマスター設計に際して、企業が保持すべき商品スペックを、体系的に定義することが重要とのご指摘もありました。

つづきまして５ページ目に入ります。

こういったご議論を踏まえまして、３番として、今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性ということで案を取りまとめております。大きく分けて項目としては６つございます

が、まず1つめは諸外国との表示制度の整合性について、でございます。大きな方向性としては、我が国の状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていくということ、ただ、個別の表示事項をどのようにしていくかという点については、今年度時間も限られておりましたので来年度以降に議論することとする。また、その際、表示すべき内容が拡充される可能性も踏まえて、デジタルツールの活用についても併せて検討していくとしております。また、食品添加物に関する諸外国との制度の差異については、輸出の障壁となる面もございますが、こちらにつきましては表示制度の差異のみならず各種規格基準の差異もその要因として大きいということで、食品衛生基準行政の移管も踏まえて、また国際的な動き、コーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべきと考えられるという事にしております。

2つめは個別品目ごとの表示ルールについて、でございます。こちらJAS法において個別品目ごとに定められていたルールは、基本的に食品表示の一元化の際に、そのまま食品表示基準に移行してきておりまして、個別品目の表示の在り方などの議論は十分にされていない状況でした。そのため、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者や事業者の要望等、こういったことを踏まえ検討を進めるという形にしております。その検討の際に、消費者にとっての分かりやすさや合理的な選択という観点から今日的にどのような意義があるのか、また合理的な理由のない複雑なルールによって事業者にも負担を課しているのではないかという視点から検討するとしております。なお、JAS規格については5年に一度の見直しを行うこととされておりまして、個別品目の表示ルールについても、その時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認してはどうかとのご意見が出たことも踏まえまして、定期的な確認の実施の可能性について検討するとしております。また、見直しに当たっては、JAS規格、公正競争規約、食品表示基準、この基本的な性質の違いについて整理するとともに、事業者、消費者等の意見も十分に聞いた上で、丁寧な議論を進めるという風にしております。

3つめでございます。食品表示へのデジタルの活用について、でございます。国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、消費者への情報開示を充実させていく観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールの活用によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要があるとしております。その際には、表示可能面積や見やすさに関する課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえて、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も踏まえ検討する必要があるとしております。また、今後、食品表示へのデジタルツールの在り方に関する検討を行うに当たっては、新たに管理すべきこととなる情報を含む、事業者が保持すべき商品情報、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要があるとしております。こういったデジタルツールの活用の検討に当たっては、情報の管理方法や

情報を伝達する媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくのか、そういった技術的な課題についても、並行して議論を行っていくとしております。

4 点目でございます。改正内容の施行時期について、中小零細事業者の事業活動に影響を及ぼす制度変更に伴う負担にも配慮する必要がある、改正の検討状況と施行のロードマップを明らかにし、十分な周知期間を取るとともに各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論を進めていくとしております。

5 点目でございます。食品表示制度の消費者への周知について、現状、消費者への食品表示制度の浸透は十分とはいえないということで、分かりやすい食品表示の検討を進めて行く上では、食品表示を正しく活用していただけるよう、更なる制度の周知普及を行っていくとしております。

最後に 6 点目でございます。各検討事項の議論の進め方について、ということで、専門的な知識が議論に求められることから、各分野の専門家からなる議論の場を設け、事業者の実行可能性にも十分配慮した上で検討を進めるとしております。

最後にその他決定事項として 2 つ掲げております。

1 つ目が包装前面栄養表示、Front-of-pack nutrition labelling、FOPNL に関する議論です。こちらに関する議論につきましては、栄養に関する専門的な内容を含むため、本懇談会とは別に検討の場「分かりやすい栄養成分表示の取組検討会」を設けて議論することとされまして、実際今年度議論をして頂いております。

また 2 つめでございます。栄養強化目的で使用した添加物、こちらにつきましても、令和元年度に開催されました「食品添加物表示制度に関する検討会」において、原則全ての加工食品に表示する方向で検討されておりましたが、当時検討に当たり消費者の意向や事業者への影響について実態調査を実施することが適当であるとされておりました。今年度その実態調査の結果が取りまとまりましたので、この懇談会でご報告させて頂いて、「一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で利用されるものに関する記述を削除する」ということで食品表示基準の改正案を作成し、手続を進めていくことで前回ご了承頂きました。

資料 1 についての説明は以上でございます。

続いて資料 2 の方をご覧いただければと思います。この取りまとめ案を踏まえまして、今後の食品表示懇談会の進め方のタイムスケジュール案を考えて整備しております。上の冒頭の部分に書いておりますが、表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置、期間を設けるとともに経過措置終了時期を極力そろえ、これにより食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくて良いようにし、表示の改版やシステム改修の頻度を下げられるようにということでございます。下の図ですが、本懇談会につきましては、今後の食品表示制度の中長期的な大枠についてご議論して頂きました。来年度に関しては、2 つの分科会を設けさせていただきたいと考えておりま

す。1つ目がデジタルツールの活用に関する分科会です。国内でのデジタルツールの活用の大きな方向性について、コーデックス委員会での議論を見据えながら検討を進めたいと考えております。2つ目の分科会として、個別品目ごとの表示ルールの分科会も立ち上げさせて頂きたいと考えております。各個別品目ごとのルールについて、品目ごとの業界等からのご要望、ご意見を分科会においてお伺いして、具体的な改正内容の検討などを行いたいと考えております。本懇談会につきましては、この2つの分科会からのご提言や進捗状況の報告を受けて議論して頂くということで、分科会の議論の進捗を見ながら食品表示懇談会の方は開催させて頂きたいと考えております。以上のような流れで、再来年度以降も議論の方を進めさせて頂いて、最終的な各改正事項については極力経過措置修了時期をそろえるというような形で、今日取りまとめ頂く中長期的な方向性、大枠に従って議論して制度改正などに繋げていければという風に考えております。

私からの資料1と2の説明は以上でございます。

○湯川座長 どうもありがとうございました。過去3回の懇談会で様々な議論をしてきたわけですが、簡潔に取りまとめて頂いたと思います。それでは委員の方々から、資料1、資料2につきまして質問、ご意見があれば、どなたからでもお願いいたします。田中委員お願いします。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。資料1の(5)の食品表示制度の消費者への周知について、という部分で少しさせて頂きたいということです。今般の懇談会の中では、栄養成分表示についてはあまり議論されていなかったと思っています。栄養成分表示の情報提供というものは健康の保持増進に役立てられることが期待されています。こういったことは消費者が必要に応じてエネルギーや栄養成分を控えたいとか、また多く摂取したいという情報として、例えば少ない旨や、含む旨、豊富な旨、といった栄養強調表示があります。このような栄養強調表示の元となっているのが、健康増進法の第16条の2の食品摂取基準の規定です。そこでは健康の保持増進を図る上でイと分類される中では、栄養摂取の状況からみて、その欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして、それらについては含む旨の強調表示の栄養素が記述されています。それとロという分類については、栄養摂取の状況からみて、過剰な摂取が健康の保持増進を妨げているものとしては、少ない旨の強調表示の栄養素が記述されているというものです。このうち炭水化物や食物繊維がイに分類されています。すなわち、欠乏が健康の保持増進を妨げているものという事で、含む旨の強調表示となっています。しかしながら、その炭水化物のうち糖質や糖類は摂取の状況からみて過剰摂取すると肥満や糖尿病などのリスクが高まるということから、これはロに分類されます。すなわち過剰な摂取が健康の保持増進を妨げているものとして、という分類になりまして、少ない旨の強調表示の栄養素の枠に入ってくるということになります。さらに、糖質のうち糖アルコールは非う蝕性、要する

に虫菌になりにくいということから、口の過剰摂取の懸念から除かれています。このようなことが十分に消費者に伝わっているのか、というふうに思われます。最近は糖質や糖類に関する製品の話題もあることから、こういったことを十分に消費者の方々に周知する必要があるのではないかとということです。さらに近年の食品加工技術の進化によって、低エネルギーの甘味料なども見受けられます。これらについてはこれまでの評価と異なりロと分類すべきと限らないモノなど、このような食品成分については科学的根拠に基づいて評価の検討を行ってもよいのではないかと考えます。そういったことから、7ページの(5)にある食品表示制度の消費者への周知については、ここに科学的根拠に基づくという文言を入れた方がよいのではないかとというのが私の意見です。

○湯川座長 ありがとうございます。ただいまの科学的根拠に基づくというのはどのあたりに入るのでしょうか。

○田中委員 そうですね、様々な場所に入る要素はあるおもいますが、「浸透は十分とはいえず科学的根拠に基づく消費者に分かりやすい食品表示の検討を進めて行く上では」、とか、または「分かりやすい科学的根拠に基づく食品表示の検討を進めて行く上では」とか、その後に「科学的根拠に基づく食品表示を正しく活用していただける」とか幾つかあるのではないかと思います。このあたりはこういった意味をご理解頂きながら発出して頂けるとよいのではないかとという意見です。

○湯川座長 分かりました。ここでその話題に集中してしまうのではなく、まず一通り委員の方々に意見を伺ってから、また議論に戻りたいと思います。よろしく願いいたします。

他の委員の方々いかがでしょうか。

島崎委員お願いします。

○島崎委員 まず2点ほど修正というよりお願いということになるかもしれませんが、このまとめそのものは全体的にとってもよくまとまっていると私は思っています。今言われました、消費者への周知のところでございますけれども、なかなか表示制度に関心のある消費者とほとんど関心が無いと言っていいくらいの消費者がいて、かなり差が激しいというのが私の理解ですが、消費者というと一般にすごく広い範囲なのですけれども、ついこの間ある大学の先生と話をした時に、学生さんに食品表示制度を学生のころからしっかり教えていくと言いますか、教育をしていく方がいいのではないかとというお話を頂きました。私も本当にそうだなと思ひまして、食品表示を眺めていくと様々なことを知ることも出来ますし、今自分でお醤油を作るとか味噌を作るとかいうことはほとんどないと思ひますけれども、原材料から、商品が何でできているのかも含めて食品表示を学ぶというのは教育

にとって、とてもいいのではないかと考えています。そのようなことを加えることができるのであれば加筆して頂ければありがたいなと思っております。それから取りまとめの中に、所々出てくる事業者への負担をかけないと言いますか、負担を過度にかけないという文言が沢山出てくると思います。これには皆さん異論はないと思いますが、事業者への負担の状況というのは結構難しくてですね、消費者が望むことと事業者が「ちょっとそこは」というところと当然相反することもあるわけで、事業者のことを全て考えるとなかなか実行しにくい、消費者のことを全て踏まえるとまたなかなか出来ないということで、バランスをとるのが非常に重要なのではないかと考えていまして、従前は出来なかったことも様々な機械とかラベリングの発達によって今はできるということもあり得るので、その辺りのバランスを考えながら、すすめて頂けたらなと思ってます。すみませんもう1点だけ。デジタルツールの活用を今後検討されると思いますけれども、デジタルツールの活用について大企業から中小企業まで様々な食品企業があるわけですが、今回色々聞いている限り、もちろん小さい所も大変なのですけれども、大きい所も、ありとあらゆる品目を作っているところはそのシステムを作るのはかなり大変だと、例えば5,000種類作っていますと、なかなか難しいという状況もあるので、そのことも加味しながら議論を進めて頂くとありがたいかなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

他の委員の方々いかがでしょうか。

森田委員お願いします。

○森田委員 この度は報告書の取りまとめということで分かりやすくシンプルにまとめて頂いたのと思います。いつもの報告書よりも文字数が大きくて行数が少なくて、これは分かりやすくシンプルのように配慮して頂いているのだと思うのですけれども、内容に関しても島崎さんのおっしゃったように、分かりやすくまとめていると思います。その上で何点か質問があります。まずは4ページのところです。デジタルツールの活用について委員からの意見というところで、下から5行目くらいのところですが一文で、「デジタルツールの効果的な運用の観点からは、その基礎となるデータを管理するデータベースの作成の必要性についての意見があり、データベースのマスター設計に際して、企業が保持すべき商品スペックを、体系的に定義することが重要との指摘もあった」とあります。これはもしかしたら私は1回目に欠席しているのでご指摘があったのかもしれないのですけれども、こちらの意味がちょっとよく分からないです。「マスター設計」とか「商品スペック」という言葉が分かりにくいということもありますけれども、そもそも既にデジタルツールの実証試験調査報告書がありますが、データベースを元にして社内の中で商品マスターというのが大体構築されているのが現状です。その上で何がテーマかという、サプライチェーン全体で効率的に取り組めるような仕組みが無いので、皆バラバラにマスターを

設計していることなどが課題ではないか、といったことが2020年度と2021年度の報告書にも出てきます。そういった指摘だったら分かるのですけれども、この後の最後の2行で、「企業が保持すべき商品スペックを、体系的に定義することが重要」という意味が私はちょっと分からないのです。企業が保持すべき商品スペックとは、様々な原材料の、例えば豚肉の育て方とかのこだわりもあると思うのですが、それを全部マスター設計の中に入れていくことの煩雑さというところもある。そこはデータベースと一緒にこの中に入れてしまうことがよく分からない感じがありました。このところは議論されていないのですけれども、もし変えて頂けるのであればデータベースのマスター設計が重要っていうのも、もちろんデータベースもそうなのですから、「サプライチェーン全体で効率的に取り組めるような設計が必要」というような、そういうところでまとめて頂けるとありがたいと思います。

○北口委員 森田委員のご指摘の部分は私が加筆した内容ですので私のほうからご回答します。スペックと書いたのは味がどうかというのではなく、基本的には商品の原材料情報と表示されるような情報、あとはメーカーが製造過程で持っておかなくてはならない情報とを体系的にマスターとして、マスターというのはデータ管理項目のことですけれども、整理しましょうということです。例えばメーカーさんの中兄は、管理なさっているデータセットの中に複合原材料で他社から仕入れているものの、原材料情報が一括して管理されていないケースがあります。要は複合原材料が複合原材料としてそのまま入っており、それをブレイクダウンしたものがデータベースに入っておらず、紙でしか持っていないケースがよくあります。これがあると表示する際に必ず支障が出てくるわけです。そういった二次原材料以下のものも本来最終製品を製造するメーカーさんにおいて全て保持しておかないといけない。そういったものをマスターとしてちゃんと整理しましょうと申し上げたくて、丸めて書いてこのようになってしまったということです。ご指摘のとおり、誤解を生むものだと思いますので、書き直ししようと思います。

○森田委員 「商品スペック」という言葉が出てくるとちょっと分かりにくくなってしまうのかなと思いますので、マスター設計に関して効率的に取り組めるということで、そこを変えて頂ければ多分同じ趣旨になると思います。私もデータベースはもう既に皆あって、しかしそれがバラバラで、確か他の委員からのご意見でも、例えば添加物資材の中もきちんと分からないものがあるような中で、そこをどう整理していくことが必要なのかという意見もあったかと思います。したがって、そういうところがこれからデジタルツールを数年かけて分科会でやっていくときに、様々な課題としておそらく出てくるだろうと思うのですが、そこを「商品スペック」という風に言ってしまうと何か違うことのように思ってしまうので、ここをちょっと工夫して頂ければと思います。

○北口委員 例えば「データベースのマスター設計を体系的に行うことが必要」という感じでどうでしょう。

○森田委員 はい。「体系的に」ですとか、「サプライチェーンで効率的に取り組めるように」という風にして頂ければと思います。

○北口委員 「サプライチェーン」という文言を入れた方がよさそうですね。

○森田委員 どうでしょうか。

○間處委員 生活品質科学研究所の間處です。今ご指摘のあったように、「サプライチェーン全体」という文言を入れることによって仕入原料のデータの連携ですとか複合原材料の欲しいデータが明確になるので、その文言はあるのかなと思います。また、先ほどあった商品スペックのところもそれぞれの捉え方の範囲が異なってしまいますので、安全安心に関わるインフラの部分の情報というような範囲が何を指しているのかというのが分かるような形で何をどこまでデータ共有してサプライチェーン全体で効率的な情報の共有を行うのかを明示する形が一番分かりやすいと思います。以上です。

○北口委員 恐らくこの商品が保持する「商品スペック」という文言を削除して、委員方がおっしゃる通りサプライチェーンで体系的管理するよなという趣旨の文言を入れるという修正方針でよろしいのかなと思います。

○湯川座長 マスター設計に際してサプライチェーンを通じて体系的に管理する、というようなイメージでしょうか。加藤委員いかがでしょうか。

○加藤委員 ご指名ありがとうございます。今のやり取りのところはまさに「サプライチェーン」という表現の有り無しというのが非常に重要なキーだと思いました。ご指名頂いたので全体的なところも含めてお話させて頂ければと思います。今回の取りまとめ案に関しましては3回の議論の過程をかなり正確に捉えていて、分かりやすい取りまとめ内容になっていると思います。事務局の方のご苦心が非常によく分かります。全体を読んでいて、食品表示に関わる問題というのを考えたときに、関係当事者としての消費者と、企業というものがあります。消費者にとってどういうことをするのがプラスなのか、マイナスなのかという観点で考えたときに、情報をたくさん出す方がプラスなのか、出しすぎることによって混乱することのマイナスの影響も出てくるのではないかなというのがあって、情報の出し方とか、情報を持っているけれども出さない、ということに関してどう考えるのか、というのがこの取りまとめ案の中にはしっかり明記されていて、消費者にとってのプ

ラスマイナスが分かりやすく書かれている点がよいと感じました。もう一つの方の企業の側のプラスマイナス、メリットデメリットということで考えたときに、ここが多分一連の議論を聞いていて非常に難しいなと感じたところで、消費者は一人一人は個性があるのですけれども、全体としては一つの括りとして、ある程度考えて議論ができると思うのですが、企業については個別性が非常に高く、利益の源泉をどこに持っているのかということ、大企業なのか、中小企業なのか、コモディティを扱っているのか、差別性を持っている商品を扱っているのか、グローバルな商品群のものなのか、日本においてユニークな商品群なのか、ということ考えたときに、食品表示が変わることによって大きなインパクトが出てくる分野と、そうでない分野と色々あるかなと感じながら見ておりました。その企業のところにスポットを当てていけばいくほど、一様に単純に商品として出てくるものの一部分を変更することによって企業の事業の継続性に対する収益がどのように変化するか、コストがどのように変化するか、というものの影響度がかなり個別性があるなと感じておまして、その個別性というのがまさに分科会②の個別品目ごとのルールという形で展開されていくということをイメージしているんだろうと思っており、この全体的な大枠の議論と個別の議論というものの整合性を取っていくというのが、2024年度以降の非常に大きな問題であるんだなというのが、この取りまとめの資料を読み、かつ、この3回の議論を経て分かったと、この食品表示の問題というものの難しさというのがそこにあるんだなというのがより理解できましたので、是非そのあたりを意識しながら今後の議論を進めていけばいいのではないかなというのを感じました。私の感想になりますが以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。北口委員。

○北口委員 先ほどの話と異なる話で、一つコメントと一つご質問させて頂ければと思っています。一つは個別品目表示のところ、横断的な基準と合わせる方向で見直すことを「基本」としつつというところ、なるべくなら「原則」として検討を進めるのだろうということを申し上げておきたいと思っております。JAS規格と同様の5年に一度の見直しということになってくると、多様な個別品目表示がある中で、かなり細かい話を国のレベルで検討し、継続的に見直しをするということ自体が非常に複雑性を生むきっかけになりますし、当然行政コストの上でも看過できないものかなと思います。JAS規格、公正競争規約、更には様々なマニュアルがある中で、そういったものでどこで何を規定するのかを再整理し、横断的な基準で包括的に見ていけるようにすることを原則にして頂いた方がいいのではないかなというのが一つコメントとなります。二つ目の質問の方なのですが、5ページの(1)②のところで、添加物に関してコーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべきと考えられる、という風に書かれています。これは規格基準に

かかわる話だと思いますが、ちょっと具体的に何を働きかけるべきと書いているのか、具体的にどんなことをイメージなさっているのか、具体的にお伺いできればと思います。

○湯川座長　そうですね。中澤委員お願いします。

○中澤委員　ジェットロの中澤でございます。ここの食品添加物の関係につきまして、コーデックス委員会等への働きかけも含めて検討していくべきと記載されていますが、国際基準に国内の基準を合わせていくということだけではなく、日本の規格に海外のコーデックスなり諸外国の規格も合わせてもらう、日本の規格を認めてもらえるような働きかけが必要だろうということで提案させていただきました。具体的に何ということではなく、全体的な各種規格基準の話を含めてという感じで、日本で決められている添加物の基準も海外に知ってもらう、といったことも含めて記載したかどうかということをご提案させていただきました。あと6ページの(3)の食品表示へのデジタルツールの活用のところも、国際的な議論に我が国としても能動的に対応していく、ということが書いてあると思います。これも非常に重要なことだと思っております。受け身だけではなく国際的な場で日本の主張、考え方を積極的に打って出るといったことも必要だと思っております。ただ具体的などころはこれからということによいと思います。

○湯川座長　北口委員、よろしいでしょうか。

○北口委員　ここはあいまいに書かれているので、読んだ方の印象として、何の話かと思われるかと思ったので、何か具体的な内容を書き加えるべきかとも思ったのですが、そこまでこだわらなくても良いかと思いました。

○湯川座長　ありがとうございます。あまり細かくしていくと、分量も増えてしまいますし、議事録も公開されますので、報告としては今の内容で良いのではないかと思います。廣田委員、お願いします。

○廣田委員　全国消団連の廣田です。取りまとめの作成ありがとうございました。とてもコンパクトで分かりやすくまとめられているなという感想をもっております。

話題は最初の方に少し戻りますが、7ページの(5)の消費者の周知について項目立てしていただいて、本当に良かったと思います。この懇談会でも委員の皆様からこの点へのご指摘は、とても多かったと記憶しています。栄養成分表示の周知、啓発についてもここを含めて様々な面で包括的に周知、啓発をやっていくというところでのまとめで私は良いという気がいたしました。

これまで過去の原料原産地表示の検討会ですとか、遺伝子組換え食品表示、食品添加物表示、過去に行われてきたそれぞれの検討会での取りまとめでも必ず普及啓発を大事にすることが、盛り込まれて取りまとめられておりました。このことはとても重要なポイントだと思いますので、これらを踏まえて毎年行っている食品表示に関する消費者意向調査の結果を活かしながら、足りない所を補っていくという形での普及啓発ということが重要ではないかと思っております。その様な姿勢で、普及啓発に取り組むというべきと考えております。

このまとめのこの部分に修正や補強はいらないのですが、この点を確認していただきたいと思ひまして発言をいたしました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。大角委員お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。これまで3回の懇談会で様々な意見を申し上げさせていただいておりますが、私の意見も含め、あるいは消費者団体の方等の意見も含め、コンパクトに取りまとめでいただいておりますので、改めて感謝申し上げたいと思っております。

その上で、今後のお願いということで、私の方からも何点か申し上げたいと思ひます。5ページに書いております、個別品目ごとの表示ルールでございます。この点については横断的な方向に合わせるという方向で議論を進めていくことだと理解はしておりますが、それぞれの品目ごとに歴史的な経緯がございますので、こういったものを各関係者の方から説明して頂くとともに、現在でも必要性があり、あるいは消費者の方々にも分かりやすいということであれば残していくという方向かと思ひます。

ヒアリングの際には予断を持って議論を進めていくことにならないように、丁寧にそれぞれヒアリングをして頂ければと思ひます。

もう1点、最後の所の周知期間の話です。7ページの部分ですね。この施行時期につきましても、やはりそれぞれの修正に当たっては準備も必要ですし、事業者ごとに様々なコストを要するものですので、それぞれ十分な周知期間をとって頂くとともに、できるだけ同じ時期で施行、適用されていくようにするというのを改めて申し上げたいと思ひます。

また、先ほどの、データベースの作成について、サプライチェーンで体系的に、効率的なものになるように検討するということは、非常に重要なことだろうと思ひますけれども、今まで様々なところでこういったデータベースをサプライチェーン全体で体系化していく検討は、これまでも取り組もうとしたことが何度かあったかと思ひますが、それぞれ様々な問題、実状があり進んできていないということも一方で事実かと思ひます。今後取り組まれるにあたっては、過去のそういった経緯というものを踏まえ、何が今までネ

ックで進んでいないのか、どうすれば進むのかというところまで踏まえて検討を進めていく必要があると思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。特に文章の修正はよろしいでしょうか。

○大角委員 原案通りやっていただければと思っております。

○湯川座長 そのほか、いかがでしょうか。脊黒委員お願いします。

○脊黒委員 ありがとうございます。日本食品添加物協会の脊黒でございます。

資料のまとめありがとうございます。私の方からも質問が1点。確認という位置付けかもしれませんが、5ページの(1)諸外国との表示制度の整合性についてというところで、タイトルはこれで全然問題ないと思うのですが、その下から我が国の状況を踏まえつつ合わせられる所については合わせていくという表現なのですが、議論は大筋コーデックスの包装食品の一般表示規格で議論が進んだような気がしますが、何に合わせるのかというところが書かれていないというのは、もう一回ゼロベースで比較対象を選定するという意味が込められているのでしょうか。5ページの(1)②の最後では、コーデックス委員会への働きかけということでコーデックスが明言されていまして、上の方ではコーデックスという部分は入ってこないで、その辺の確認をさせて頂ければと思いました。というのは、諸外国においては添加物制度がそれぞれ個別に違いますので、どこと比較するかという部分を初めからやり直すと結構また時間がかかるのかなということと、あと仮にコーデックスと日本を比較しても、用途でコーデックスは27、日本は22ありますが、その内、ほぼ一致しているのは10くらいで、残りはコーデックスにしかないものとか、日本にしかないものとかがあります。そのような部分をどうギャップを認識して埋めていくのかという作業も本当ならばしなくてはならないと思います。それが諸外国との整合性ということで色々な国が増えると、すごい作業かなと思ひまして、そこをちょっと確認させて頂ければと思います。

○湯川座長 我々の議論を元にまとめた文章ですので、これがチャレンジングすぎるという印象を持たれるのであれば、もう少し実態に合わせた文章に修正することも考えられると思いますが、脊黒委員どうぞ。

○脊黒委員 文書的には合わせていくということでは全然問題は感じていないのですが、ただゼロベースでスタートするという意味が込められているかどうかだけ確認をさせて頂ければと思います。

○清水食品表示企画課長 申し訳ございません。草案を起草させて頂いた消費者庁の認識としましては、第2回の懇談会で資料1ということで提出させて頂いた諸外国との制度の比較という中で、コーデックスが世界各国で基本、ベースとされているという内容となっておりますので、コーデックスと日本の比較ということをももちろん載せておりますけれども、同じ表の中で右側にEUとアメリカと中国というのを並べております。コーデックスではこう規定されているけれどもEUではこう、アメリカではこう、中国ではこうだ、という風に示しております。

添加物の規定はおっしゃる通り、かなりコーデックスとEUとアメリカという所で違うところが大きいですが、一方でEUでもアメリカでもこうなっているけれども日本ではこうなっているという部分もあるということでお示ししております、基本的に参照するものとしてはコーデックスになるかなと思うのですが、コーデックス規格の中でも特に欧米でも採用されているのに日本では採用していないものという部分を特にどうしていくかということ、今後、検討議論していかなければならないと思っております。

○湯川座長 脊黒委員、どうぞ。

○脊黒委員 第2回目の資料の1ですね。その中の対比表で入っている国が対象という認識でよろしいでしょうか。

○清水食品表示企画課長 はい。基本的にはそうなります。

○湯川座長 「我が国の状況を踏まえつつ」とあって、「合わせられるところについては」というふうにいきなりつながっておりますが、今の脊黒委員の説明、ご意見を踏まえますと、「我が国の状況や諸外国のコーデックスへの対応を踏まえつつ」というように修正するということではいかがでしょうか。

○脊黒委員 はい。

○湯川座長 はい。それではそのようにしたいと思います。

すみません。先ほど田中委員からのご意見を伺ってすぐ、各委員をひと回りしてからと話をしたのですが、忘れないうちに田中委員の科学的立場ですか、あの言葉をどこに入れるかを片づけておきたいと思っております。田中委員お願いします。

○田中委員 個別な話をしておりますすみません。先ほどの様な食品表示の進化によって色々なことがあって、そういった場合の科学的根拠について周知徹底する必要があるだろうという意見でございます。したがって、7ページにある「消費者への食品表示制

度の浸透は十分とはいえず、科学的根拠を持って、消費者に分かりやすい食品表示の検討を進めていく上では」、又は「消費者に分かりやすい科学的根拠を持って、食品表示の検討を進めていく上では」とか、主語のあとに「科学的根拠に基づく食品表示を正しく活用していただけるように」とか、いくつかあるかと思います。これについては、特にここではないといけないとは私は思っておらず、こういった判断が必要ではないかということを入れていただければと思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。言葉の掛かりからすると科学的根拠に基づき検討を、検討を科学的根拠に基づき進めていくというように入れたら良いかと思いますが、阿部委員いかがでしょうか。

○阿部委員 確かに科学的根拠はすごく大事かと思いますが、あえて入れる必要があるのかということに関しては事務局にお任せしたいと思います。私が科学的根拠というお話を聞いた時に、似ているなどと思った所で、例えば個別品目の表示のルールに関して、事業者に対してこうあるべきだとか、消費者に対してこうあるべきだという検討を行う以前に、なぜこの個別品目のルールになったのかということの背景や経緯やルールについてしっかり見直しをした上で合理的な選択という観点から意義のあるものにするという文言があります。

この部分に関しては田中委員がおっしゃった科学的根拠に基づくということにつながるのではないかと考えております。ただ単に事業者がこうした方が良いということではなく、どうしてこれはこうなったのかということを中心に検討しつつ、それが意義あるものなのかどうかということを確認にした上で変更していくという、これがいわゆる科学的根拠に基づいたということにつながるのではないかと考えております。特に個別品目の表示ルールだけではなく、消費者の視点で、消費者に分かりやすい表示になっているのかという意義と、消費者が合理的な選択をするためにきちんと説明できるという意味から、科学的根拠という言葉を使うかどうかは別といたしましても、どこかしらに入れた方が良いかなと思って意見を聞いていたところです。

あと実施可能性という言葉が同じところででてくるのですが、②の、6ページです。やはり最終的には実施可能性が、事業者にとっても、消費者への普及啓発にとってもどうしたら実現するのかが、最終的な着地点としてあると思いますので、そのような視点から検討を来年度から進めて頂けたら良いと思いました。

もう1点ですが、細かい話で申し訳ないのですが、今の話とはちょっと違うのですが、4ページの(2)のところなのですが、見直しに当たってはという部分、(2)の下から3行目になりますが、そこだけ何故か「製造業者は」となっております。ここ一か所だけ「製造業者」であり、「事業者」でない理由がもしあったら教えていただきたいです。

それともう1点申し上げると、デジタルツールの所で、「表示の一部を代替する手段」という言葉が2回ほど出てくるのですが、消費者への情報開示を代替するという意味は非常に理解し易いようでしにくい部分です。デジタルツールを検討する時に代替を許容すべきという言葉も出てきますが、許容すべき情報がどういうものかということも含めて非常に重要になると思いました。いわゆる通常の食品表示とデジタルツール活用の目的というのがやはり異なると思いますので、その辺についてもしっかりと議論をして頂きたいと思っています。

全体のまとめについては特に異論はございませんので、そのまま進めて頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 先程の「製造業者」の所は、食品表示を行う者ということで、「事業者」ということで問題ないかと思います。そこはそうように修正します。

それから科学的根拠の方については結構大きな言葉ですので、どこに入れるかというのは私と事務局とで相談をして、据わりの良い所を、田中委員がおっしゃったあの場所に入れるのか、あるいはもっと上の方に入れておくのかということも考えられますので、そこは据わりの良い場所を探して入れるようにさせていただきます。

○森田委員 すみません。よろしいですか。

○湯川座長 はい、森田委員。

○森田委員 科学的根拠をどこに入れるかということなのですが、もともとは田中委員から栄養成分の強調表示のところの規定から科学的根拠というお話があったかと思います。ただ食品表示の啓発のところに科学的根拠と入れてしまうと、田中委員の意図での科学的根拠という風にはなかなか捉えられないのではと思います。通常、食品表示で科学的な根拠をもって食品表示を伝えるというのは、例えば添加物の不使用表示ガイドラインの時にそういう話はありませんけれども、ほかの色々な食品表示においては科学的根拠だけではないです。

原産地、原産国などもまさに科学的根拠ということではない。科学的根拠に基づいて表示が作られているわけではない場合もあると思いますので、ここはあえて入れなくてもいいのではないかというのが私の意見です。

○湯川座長 科学的根拠という言葉についてはあえて強調しなくてもいいということでしょうか。

○森田委員 例えば遺伝子組換え食品表示は、科学的根拠がきちんと検査で証明できるものということで制度をわけています。しかし、例えば原産国や原材料の順番などは、科学的根拠できちんと証明できるかというところでもないこともある。科学的な部分と安全という部分はもちろん裏にあるのですが、他の要因もある。コーデックス規格でも消費者の健康保護と食品の公正な貿易の確保など色々な観点の中で決められていくと思っています。貿易をスムーズに進めるという観点で進んでいっているものであるし、食品表示において欧米では偽装防止などにむしろ観点がすごく置かれている。消費者をだまさないということ、強調表示とかでだまさないというようなこと、そういうところがすごく大きな目的になっていたりします。

科学だけで食品表示というのがなかなか語れないものもあります。表示の真正性という、正しさというときに科学的根拠がよく使われますけれども、そうではないものもあるわけですね。このため、啓発のところでの科学的根拠をもってくるのはおかしいし、そうすると他のところでどうかということになると、全体を考えたときに収まりのいいところがないのではないかと思います。

○湯川座長 田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 はい。栄養成分表示に限って、健康にかかわることについては科学的根拠というのはお示しのとおりでそういったことについてはきちんと、そういう部分をお知らせしていくことが必要だろうということです。

そういうことを包括しながら「合理的」という言葉を使っているのかな、とも感じ取れますので、食品表示が基づいているのは科学的根拠のみというふうに限定したものではなくて、消費者を含め多くの方が、食品を選択する上で科学的根拠が大きな要因になっているだろうという意味があるということです。

したがってこれをどのようにするかということは難しい問題で、私が一言でいうわけにはいきませんが、「合理的」という中に科学的根拠が含まれるというような形でどこかで括ればよいのではないかと思います。

原産地表示についての科学的根拠というのは難しいんですけども、じゃあなぜ表示しているのかという議論になってしまうので、だからできるところは説明していきましょうという、そういう意味です。ありがとうございます。

○湯川座長 ありがとうございます。科学的根拠を表に出すかどうか、食品は安全に摂取できるというところには科学的根拠というのが大きく効いてきますし、「合理的」に全て含めていいのかというのは、どこに置くかということも難しい面もありますので、合理的という言葉で拾えるか、あるいは科学的根拠をどこかに出せる余地があるか、事務局と私とで整理させていただきたいと思います。

ただ、普及のところで科学的根拠というのをわざわざいうのは、やはり森田委員のご指摘のとおりです。もう少し前の方に出せるところがあればと思います。そういうところでまとめていきたいと思います。

はい、加藤委員。

○加藤委員 今の座長の話等を踏まえて考えたときに、科学的根拠というのが栄養に関わる場所なのか、これまでの議論で出たアレルギーに関しての様々な話等も、きちんとしっかり専門家の意見を踏まえながらやるということも言っていましたので、既に科学的根拠に基づいて色々表示がされているのかもしれませんが、今後の議論を見直していくにあたって、その「科学的根拠」についてしっかりと考えて丁寧に議論するという意味で「【資料1】令和5年度食品表示懇談会とりまとめ（案）」6ページの「(2) 個別品目ごとの表示ルール」のところに入れれば全体の包括的な形になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○湯川座長 ありがとうございます。島崎委員お願いします。

○島崎委員 科学的根拠という言葉は、基本的に僕は森田委員とほぼ近い意見です。科学的根拠という意味合いが捉え方によってものすごく広くて、例えば遺伝子組換え食品は安全ですが、表示を行うということになっていて、これは科学的根拠なのかという風になるとちょっと厄介だなという気がします。

したがって、森田委員が言うように、それだけで決まっていけないものもあります。例えば、消費者として単に表示してほしいという要望があり、それに応じて表示基準が決まっていることあると思います。そのバランスも科学的根拠と言い切ってしまうとそうかもしれませんが、科学的根拠という言葉の入れ方はかなり難しいのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。合理的という言葉で読めるかどうかも含めて、考えていきたいと思います。今の指摘の通り、科学的根拠というのを何が何でもどこかに入れるというような修正はしなくてもいいということで整理していきます。ありがとうございます。

ちなみに、遺伝子組換え食品表示は、食品を安全に摂取する際の安全性に影響を及ぼす事項としては食品表示法では整理されていないことですので、消費者の合理的な選択のための表示という位置付けになると思います。ありがとうございます。

はい、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 はい。この度は取りまとめありがとうございます。羅針盤を作るという方針に従って、書き込み過ぎず、けれども方向性はきちんと定めるという素晴らしい報告書、読みやすいコンパクトな形でお書き頂いたかなと思っておりまして、私もこちらについて全く異論はありません。

今の科学的根拠の話ですけれども、科学的根拠というのはどちらかというと制度設計をする側に必要な話だと思うので、消費者に対して科学的根拠に基づいてということをやあまり押し付けられないことが望ましいのではないかなと思いました。

あと、もう一つですが、羅針盤ができましたので、このあと分科会2つで利害関係を突き合わせながらしっかりと議論をして頂くという話になると思います。デジタルツールの話がありますが、デジタルツールの活用については既にコーデックス委員会での議論も始まっているとのこと。デジタルツールは、利害調整をしながら、技術の進歩も見ながらとなると、EUなどの国が上手なのかなという感じもしますが、この委員会とは関係ありませんが、コーデックスの方ではデジタルツールの活用で食品表示を行うということについて、どのような方向性を今持っているのかとか、どういうスパンで議論が進んでいるのか、お願いします。

○湯川座長 こちらについては事務局からお願いします。

○清水食品表示企画課長 コーデックスの議論の動きとしましては、「食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案」というものが議論されておりまして、これはコロナ前の2017年くらいから少しずつ議論が始まっていて、なかなか時間がかかりそうだなという感じだったのですが、コロナ禍等を挟んで去年の5月にかなり一気に議論が進んできたという状況であります。8段階経て、コーデックスでは規格やガイドラインができるとなっているのですが、今8段階のうちの5番目、ステップ5まで来ているという状況です。

今後の動きとしましては、次のコーデックス委員会食品表示部会は今年の11月に予定されておりまして、そこで更に議論が進んでいくのではないかと考えております。11月ですので、まだ次の案などは示されていない状況ですが、現在、コーデックス委員会の事務局の方で作成していて、恐らく数か月前には私どもの方に示されると思いますので、それに対して意見を出していくというのがあると思っております。

コーデックス委員会の食品表示部会は今年の11月に開催された後、通常1年半おきに開催されますので、その次となりますと再来年の春、5月頃にまた開催されると思いますので、そこに向かっていよいよ決めの議論になっていくという風に認識しております。

○伊藤委員 日本としても良い感じのステップで議論ができるという感じですね。ありがとうございます。

○湯川座長 それでは、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、発言しておりませんでしたので、発言させていただきます。

今回の報告書ですけれども、当初示されていた中長期的な羅針盤となるような食品表示の大枠の議論ということで、シンプルにまとめていただいているなという印象です。

今回の報告の中では、今後の議論として大きく2つ示していただいているのかなという風に思っております。

一つ目は、個別品目ごとの表示のルールとその整備ということですが、国際整合性を進める大前提として、まず国内のルールの整備を行いたいということかなと思っております。また、見直しがされていないということなので、そのルールをシンプルにして消費者に分かりやすい表示にしていきたいと思いますという方向性の中で必要なことであろうと理解しております。

それともう一つ、デジタルツールの活用の件ですが、これはコーデックスの動きであるとか、今お話があったような国際整合の観点でも、必要不可欠なことであろうということと考えておりますが、昨今の様々な情報を消費者に伝達しなければならないという現状からは、将来的に必ず必要なツール、手段だろうと考えております。半分感想ですが、

それで一つ質問なのですが、個別品目ごとのルールの方ですね、見直しをしていくということで、事業者さんにヒアリングをしていくということになるかと思うのですが、様々な品目がありますけれども、ヒアリングをすべき事業者様というのは目途が立っているのかということと、あとかなりの数の品目があるかと思うのですが、期間というか、どれくらいのスパンで終わるのかということを経時点で想定できる部分があれば教えていただきたいなと思います。

○湯川座長 基本的には、そこは座長と事務局との間で調整していこうということになっていますが、事務局の方で何かお考えを出せるものがあれば。

○清水食品表示企画課長 はい。分科会の運営方針というところは、分科会の委員になられた先生方とまた議論させていただこうと思っておりますが、行わなければならないこととしては、今食品表示基準の中で個別のルールがある食品というのが40とか50ありまして、ただそのヒアリングをさせて頂く事業者団体というベースで行くと、一つの団体で複数の基準を持たれているというところもありますので、実際にお越しいただいてお話を伺うという段階になると20とかくらいなのかなと考えております。

仮に1年かけてやるとなると、毎月開催して2つくらいの団体からお話を聞くという感じになると考えておりますが、なかなか一回お話を聞けば済むのかどうかですね、ど

んな議論になるかというところは、私どもも想定している結論があるわけではございませんので、議論の進捗とかをみながら考えていきたいと思っております。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○湯川座長 村尾様いかがでしょうか。

○村尾委員代理 全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。取りまとめの件、消費者庁の皆様、事務局の皆様ありがとうございました。

色々とお話を伺ってしまして、思うところもあったのですが、全体的には、結果このルール変更だとか決定だとかは我々というか全て消費者の方へ関わってくることで、イコール我々小売業事業者へも関係してくることと認識しております。

その中で、消費者と近いところにいるということと、先ほど大角委員からもお話がございましたけれども、マスターの件で、どこまで作れるのか、どう進めていくのかというのは私も気にはなっている所でしたので、個人的には難易度の高いものかなと思っています。

また、消費者の方への啓発という意味では、島崎委員がおっしゃっていましたけれども、学生の頃からそういった教育をした方がよいのではないかというのは、個人的には非常に賛成で、非常に身近なものであり、大げさに言うと命にかかわることでもあるので、生きていくために必要な知識の一つではないかなと思ったりしました。取りまとめ案について、この懇談会で各委員がそれぞれの業界や消費者を代表してご発言されていて、我々もそうですが、進むことの大枠は本当に良くまとまってありがたいなと思っていて、それを進めていくという話で問題ないと思います。

あと、2つ大きく認識していただきたいと思ったのは、消費者に沿うものであるということと、消費者に理解を求めることであるという考え方で、次年度の進める分科会等では、最後にそのところを気にしていただけると、我々であったり、消費者の団体の方であったり、非常に助かると思いました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

今、村尾様からお話がありましたけれども、島崎委員から学生さんへも普及していくことが大事だという話がありましたが、学生とターゲットを絞った形での表現では、カリキュラムにそうしたものを持ち込めるのかといった具体的な話にもつながってきますので、体系的にとか、あるいは若い消費者にも、というような表現の可能性も含めてどこに入れられるか、事務局と私の方で検討させていただければと思います。よろしくお願いします。はい、阿部委員。

○阿部委員 すみません。先ほどの議論に戻ってしまうのですが、頭の中を整理して考えさせて頂いたところ、消費者制度の消費者への周知のところの文章を読むと理解ができなくなってきました。なぜかと言いますと、「進めて行く上では、制度を周知する」となっているのですが、消費者にどのようなことを周知するのが明確になっていないと考えます。先ほどの田中委員や森田委員のお話にありましたが、このところにもしかしたら「消費者が」という主語がないのも一つですが、「検討を進めていくうえで、消費者が合理的な選択をするために、食品表示を正しく活用していただける」ではなくて、「活用できるよう、制度の周知普及を図っていく」というのが正しい表現ではないかなと思いました。この合理的な選択の中に、科学的な根拠や正しく生産地を理解することなど、全ての安全性やコストのことも入るのと思いました。このようなことをご検討頂くことと、「消費者が」という主語をここに入れた方がよろしいということと、「していただきたい」と、ここだけはなんだか消費者に対していただきたいという表現になっているので、ここは表現が違うかなと思いました。消費者ができるということが大事だと思いますので、この表現についてご検討いただきたいと思ひまして、付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

○湯川座長 ありがとうございます。確かにご指摘のとおり、文章がここだけなぜかへりくだっている感じですね。大変良い修正案をいただきまして、自主的かつ合理的な選択というのは法律の目的にも書いてある言葉ですので、その表現を生かしてここを事務局と修正していきたいと思ひます。ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。島崎委員。

○島崎委員 すみません、何度も申し訳ないです。

先ほどの学生の件の取りまとめ方はお任せしたいと思ひますが、大学の先生とお話をしたときに、学生さんに表示の話をすると面白い事を言っていましたよというのがありました。

例えば、商品にスマホをかざしたら、画面が浮き上がって表示が見えると良いねという話が学生からあったよという話を聞いて、将来もしかすると文字の小ささとかも全部それで解決するかなということも、聞いたときに思った次第です。すみません、ちょっと余談になりますが、そういう発想もあるかなと改めて感じたのと、もう一つ、先ほど佐藤委員から個別品表の見直しのスケジュールや事業者ヒアリングの件がありましたけれど、僕も職場のスタッフから聞くと、例えば、調理方法がちゃんと明示されているとか、みそにはだし入りと書かなければならないとか、個別品表にはそれぞれあって、消費者にとっても良いことがあるということを知ったんですね。だから事業者だけではなくて、こういうことも含めてヒアリング等をしていただければいいかなという風に思ひました。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。森田委員。

○森田委員 修正のお願いとかではないんですけれども、先ほど脊黒委員がおっしゃられていた5ページの「諸外国との表示制度の整合性について」というところで感想を申し上げたいと思います。

ここの最初の文「大きな方向性としては、我が国の状況を踏まえつつ」は、先ほど「我が国の状況や諸外国のコーデックスの整合を踏まえつつ、合わせられるところについては合わせていく」という風になったと思います。ここの一文というのは、どのようにも取れるという感じもあります。脊黒委員がおっしゃったようにゼロベースから始めるのかという風にも取れるのですが、私はこれまでも合わせられるところから合わせていくというふうにやってきた、20年前の食品表示共同会議の頃からそうやって検討されてきたという風に思います。

ただ、今回こうして明文化されたことはとても意味があって、例えばかつての原料原産地表示制度の検討の際は、こういう視点が結構忘れられて検討されることもありました。これから表示を作っていくときに、消費者視点と事業者の実現可能性と国際整合性を踏まえていくということがここに明記されたということが、今回とても大きなことです。ゼロベースで今の表示制度を見直すとは私は捉えていなくて、むしろ、これから恐らくフードテックとか培養肉とか、新しい議論になっていくときに、それからデジタル化もそうですけれども、様々なガイドラインが出てくるとと思いますが、そういう時に、日本で何かやるときに国際整合性に合わせられるところは合わせていくというのだと思います。それから、諸外国との制度の比較を見ていくと、諸外国で原材料の順番の規定とか良いものもたくさんあるので、そういうところもできるものは合わせていくのだろうなと捉えたところ です。

逆に言うと様々な捉え方ができる一文ではありますが、ここに明記されたということは、これまで国際整合性とずっと言われてきても明記されたことはなかったのも、とても良い一文だなと、簡単に見えるようでシンプルでとてもいい一文だなと感想を申し上げました。

○湯川座長 ありがとうございます。北口委員。

○北口委員 これも本筋から外れるのですが、先ほど阿部委員がおっしゃった消費者の合理的な選択というお話と、島崎委員がおっしゃった商品にスマホをかざしたら浮き上がって見えるというお話は非常に示唆的だと思っていて、一言付言させていただければと思います。

我々は今、基本的に表示された文字情報で表示を理解するということを前提として議論しているわけですが、デジタルツールを利用するということは、近々、文字情報に

頼らない、多様な消費者への情報提供のあり方が議論される時代になるということを念頭に置いた方が良いでしょうと考えています。例えば、読まなくてもアレルギーが入っている商品がはじかれたり、警告されたりとか、ビーガンの人たちで動物性原材料や動物性のものが入っていたら自動的に排除されたりとか、もしくは表示の内容ではなくて、食べたことがあり安全だという経験に基づく情報が提供されることが考えられます。

私個人の経験として、小学生のキャンプについて行ったときのお話をしますと、ある小学生がリンゴのアレルギーがあって、「箱にリンゴの絵が描いてあるカレールーは食べられません」というので、指導員の方が別のメーカーのカレールーを買って行ったのですが、実は、広告宣伝としてリンゴを謳っていないだけで、裏面の表示を見ると中に同じく原料としてリンゴが入っているということがありました。リンゴのアレルギーは、加熱されているものからは発症しにくいので、保護者の方にご確認の連絡をしたら、結局後者のカレールーは日常喫食しており、食べても問題がないということでした。

消費者からすると、文字情報の表示というのは、こういった些細なレベルから難しいものだと思います。食品表示の話と広告宣伝で出ているイメージというのが、ごちゃごちゃになってしまっているケースがある。消費者の方にいちいち裏の表示を見せて、ご自身で判断できるところまで指導していくということ自体が、実は結構難しいというのが私としても実感としてあります。

そういうところをカバーしていくツールとしてデジタルツールが使われていくようになると、文字を読んで食品を判断するというすごく知的レベルの高い作業を消費者に求める、という世界がちょっと変わってくる可能性があると思っています。一方、こうした様々なデジタルツールによる情報提供を、どの程度まで消費者の合理的な選択に資するものとして公的に認めるのかという議論が早晚出てくるものと思いますので、デジタルの話というのは、Web ページに情報を記載するといったものより、ちょっと広い概念を含むものとして、念頭において捉えておくことがこれから必要だろうと思います。懇談会のここまでの議論とは関係ありませんが、コメントさせていただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。デジタルツールについても今後分科会を設けて検討していくことになると思うので、その場での課題になっていこうかと思います。後よろしいでしょうか。

本日ご議論頂いた内容ですけれども、多くの修正や、私と事務局で預かるという約束も乱発してしまいましたので、ここで再度それらを確認することは省略したいと思います。後ほど事務局と私とで確認して調整していきたいと思います。それらについては座長に一任をお願いしたいと思います。

消費者庁と修正案を作成しまして、各委員の皆さまには、メールベースで最終的に確認して頂くという手順にしたいと思います。

それから、今後のスケジュールですが、来年度の進め方については、分科会を設けて進めていくというところまで今日結論を出しましたので、来年度の初めにこの懇談会を開催することは省略し、次年度は分科会から入っていただいて、あと年度後半にかけて進捗状況についてこの懇談会で報告を受ける、そういう形で進めていきたいと思います。

消費者庁から補足ありましたらお願いいたします。

○清水食品表示企画課長 大丈夫です。

○湯川座長 それでは、令和5年度の懇談会につきましては、今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性、新井長官が冒頭ご挨拶でお話しされましたとおり、大枠の方向性を取りまとめられました。この間の円滑な懇談会の運営にご協力いただきましてありがとうございます。議論自体は、来年度以降も続けてまいります、方向性についてはしっかり示せたと思います。引き続きご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 事務局でございます。本日はありがとうございました。

最後に事務連絡になります。後ほど本日の議事録につきまして、確認をいつも通りお願いさせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。なお、交通費の精算につきましても、併せてご連絡させていただこうと思っております。

また、ウェブで視聴されている方にご連絡になります。今回の資料につきましては、消費者庁のウェブページに掲載されます。また、議事録についても後日、消費者庁のウェブページに掲載されます。

最後に湯川座長にもう一度戻します。

○湯川座長 特に私からこれ以上ありません。

以上をもちまして、令和5年度食品表示懇談会を終了したいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

以上